

特許における測定法の選択と数値限定の重要性

◆大王製紙、日本製紙クレシアからの特許侵害訴訟を退ける

大王製紙の「エリエール i:na (イーナ) トイレットティッシュ 3.2倍巻 ダブル」などについて、日本製紙クレシアは同社が保有する3件の特許に侵害するとして、大王製紙に製造販売の差し止めや損害賠償などを求めていた。2025年10月、知的財産高等裁判所は大王製紙の主張を認め、特許侵害ではないという判決を出した。日本製紙クレシアは上告せず、大王製紙の勝訴が確定した。

対象となった特許は、長尺化しても柔らかさや使用感を維持できるニーズに応える技術で、エンボスの深さやパッケージの構造に関するものだ。争点は紙表面の微細な凹凸の深さという定量的数値だった。裁判所は「日本製紙クレシア側の測定法」では大王製紙製品の凹凸が特許の範囲内にあるか不明確だと指摘し、技術的同一性の証明が成立しないと判断した。紙製品のように物性が環境などで微妙に変化する製品では、数 μm の差が特許技術範囲に入るか否かを左右する。その曖昧な境界線に対して、証明の精度が不十分な特許は保護されにくいという判決であり、特許出願の際には、誰でも測定可能で精度や再現性の高い測定法を採用し、製品の性能を発現する合理的な数値を特許技術範囲とすべきである。

◆数値範囲の特許権では記載した数値が重要

特許権の範囲で数値の厳格性が改めて示された判決も25年3月にあった。紫外線吸収剤の「分子量が700以上」という数値限定発明に関する特許を有する日本触媒が、「分子量699.91848」の紫外線吸収剤を使用したカネカの製品が特許権侵害に当たると主張し、差し止め及び損害賠償などを求めた。日本触媒は、「700」は小数第1位を四捨五入した数値であり、「699.5以上」と解釈すべきで、「700程度以上」であれば本発明の本質的部分として十分だと主張していた。

特許請求の範囲は第三者の予測可能性を保障する「権利の公示書」としての機能を有し、特許権者が任意に定めるものであることから、「700以上」との記載は四捨五入前の数値を含まず、整数値の700を下回れば技術的範囲に属しないと裁判所は結論付けた。特許請求項の作成には細心の注意が必要だ。 【下田晃義】